

議 案 目 次 (その2)

議案第13号	工事請負契約の締結について	P 9 1
議案第14号	工事請負契約の締結について	P 9 3
議案第15号	財産の取得について	P 9 5
議案第16号	財産の取得について	P 9 7

議案第13号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 新陣屋団地3号棟建築主体・外構工事 |
| 2 工事場所 | 江差町字陣屋町127番地5他 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 81,950,000円 |
| 5 契約の相手方 | 檜山郡江差町字豊川町168番地1
株式会社 前田組
代表取締役 前田 憲男 |

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約が予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。

議案第14号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 江差北中学校体育館改修工事 |
| 2 工事場所 | 江差町字水堀町147番地 |
| 3 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約の金額 | 54,835,000円 |
| 5 契約の相手方 | 檜山郡江差町字桧岱215番地
亀田工業株式会社
代表取締役 亀田 宏 |

令和元年6月13日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約が予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。

議案第15号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|---|--------|--|----|
| 1 | 取得する財産 | 除雪ドーザー（11t級） | 1台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 契約金額 | 18,920,000 | 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 檜山郡江差町字愛宕町235番地
（有）山崎自動車商会
代表取締役 山崎 鉄平 | |

令和元年6月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の買入れが予定価格7,000,000円以上であるため。

議案第16号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|---|--------|---|------|
| 1 | 取得する財産 | 学校校務用ノートパソコン | 100台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 契約金額 | 11,815,200円 | |
| 4 | 契約の相手方 | 檜山郡江差町字本町6番地
株式会社 栄電社
代表取締役 池内 卓也 | |

令和元年6月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の買入れが予定価格7,000,000円以上であるため。

